

は ち に の

第 8 号

発行
2013年5月27日

マネーらいふ

特集 制度のポイントと注意点をしっかりチェック!

ニ - サ

NISA(少額投資 非課税制度)を 資産運用に生かそう!

連載コラム 第八回

「愛する人」を見つけるためには



自分らしく生きることは
自分らしくお金を使うこと

鎌田 實

ご存知ですか?

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

撮影場所:上高地
(アルプス観光協会 提供)

 **八十二銀行**

発行:株式会社金融リテラシー研究所 編集協力:株式会社八十二銀行 投信データ提供:モーニングスター株式会社

制度のポイントと注意点をしっかりチェック!

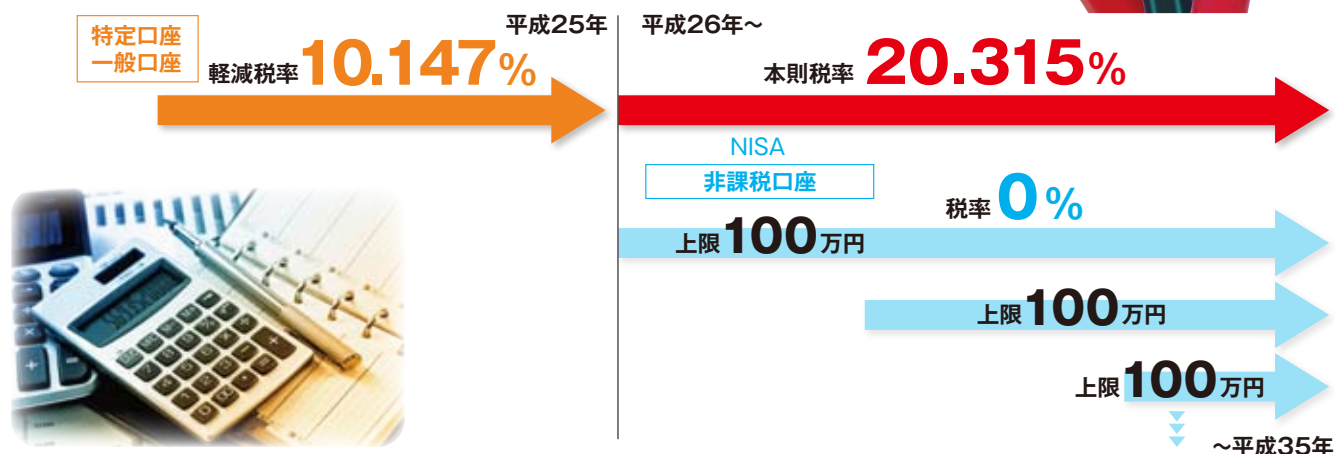
NISA(少額投資 非課税制度)を 資産運用に生かそう!

平成26年1月からNISA(ニーサ)がスタートします。

年間100万円までの株式投資信託、上場株式等の投資から発生した譲渡所得・配当所得が5年間非課税となる制度のポイントを紹介します。

**NISAスタート
キャンペーン
実施中!!**
詳しくは店頭へ

■ 軽減税率が終わり新たな税制へ(イメージ図)

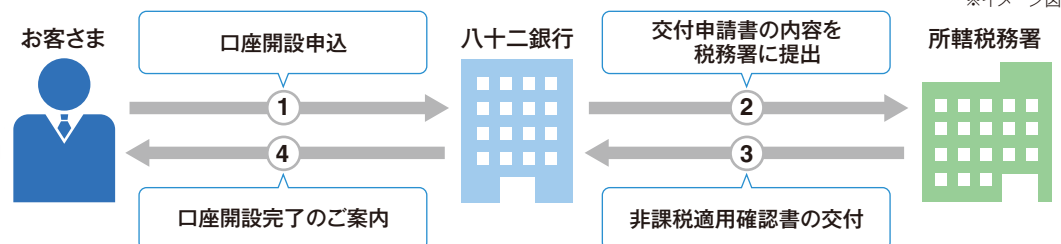


ニーサ
NISAの
5つの
ポイント

- ① 株式投資信託等の**譲渡所得・配当所得が非課税**
- ② **毎年100万円**の非課税投資枠
- ③ 非課税期間は、**最長で5年間**
- ④ 非課税投資枠は**最大500万円**
- ⑤ 対象は**日本国内に居住する20歳以上の方**

口座開設
までの流れ

NISA口座は1人1口座、1金融機関でのみ開設できるため、申し込みを受けた金融機関が所轄税務署に重複の有無を確認することになります。



①の申込時に非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書を6カ月以内に交付された「住民票の写し」(※)・本人確認書類(運転免許証等)とともに八十二銀行にご提出いただきます。

(※) 当初の申請時には、平成25年1月1日時点の住所が確認できる住民票が必要になります。

NISAの概要

「年100万円」の枠内ならば最長10年間非課税対象に

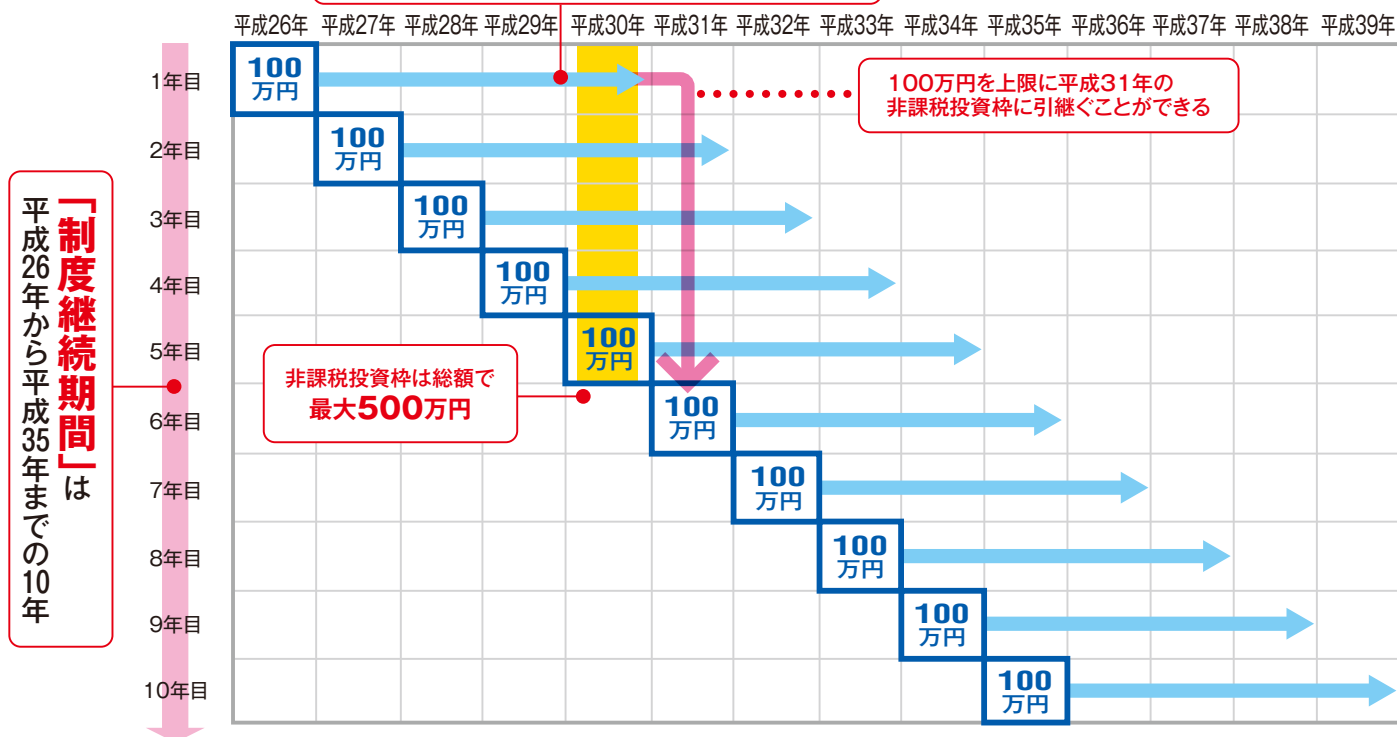
株式投資信託等の譲渡所得と配当所得は平成26年1月から本則税率20.315%が適用されますが、NISA口座を利用すると毎年100万円を上限に非課税で投資ができます。非課税期間は投資を始めた年から5年目の年末まで。平成26年に投資した資金は平成30年の年末に期間終了となりますが、制度は平成35年まで継続するため、100万円の枠内ならば平成31年以降の非課税投資枠に引継ぎ、最長10年間非課税の恩恵を受けることもできます。

NISAとは？

正式名称は「少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置」ですが、英国の個人貯蓄口座 (ISA: Individual Savings Account) を見本とした日本 (NIPON) の制度のため、愛称「NISA (ニーサ)」と決められました。

■ 制度概要イメージ

「非課税期間」は5年目の年末で終了



非課税投資枠は繰越せない

毎年100万円の非課税投資枠をどう使うかは自由です。一度にまとめて100万円投資することも、何度かに分けて投資することもできます。ただし、その年に使わなかった分を翌年に繰越すことはできません。

■ 非課税投資枠の利用術



非課税期間の引継ぎは上限100万円

5年目の年末に非課税期間を終えた資金は、次の非課税期間に引継ぐことができます。この際、価格上昇などにより100万円を超過した部分は「売却する」か「課税口座に引継ぐ」必要があります。もし価格が下落していた場合は、100万円に達するまで資金を追加することができます。

途中売却後の非課税投資枠は利用不可

NISAは購入時の金額で管理されるため、投資した同一年内に途中で売却したり値下がりした場合でも、その年の非課税投資枠を再利用することはできません。

■ 途中売却・値下がり例



逆に、80万円で購入したものが値上がりして100万円を超えても、残り20万円の枠を使うことができます。

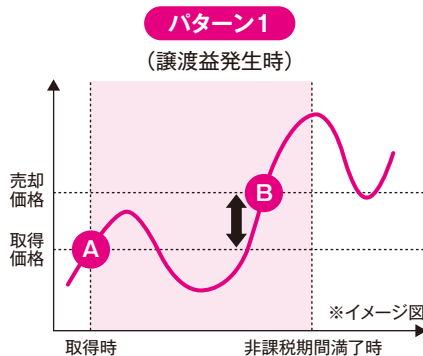


NISAの 注意点

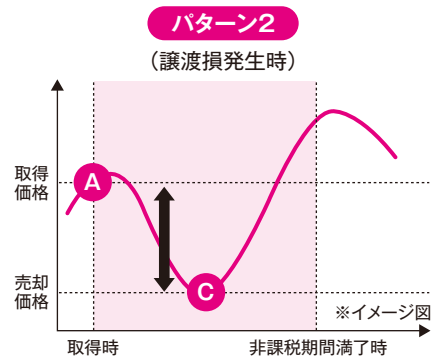
非課税期間内に売却する場合

ほかの口座とは 損益通算できない

特定口座や一般口座などの口座で株式投資信託や上場株式に投資した際は、各口座の損益を通算して税額を計算することができますが、NISA口座内の取引は、それ以外の取引と損益通算ができません。



非課税期間中のBの時点で売却した場合、B-Aで得られる譲渡益が非課税となります。

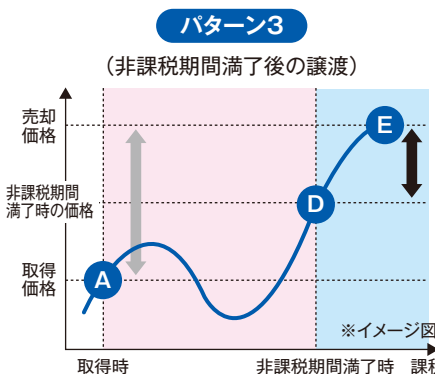


非課税期間中のCの時点で売却した場合、C-Aで被った譲渡損は、仮に別の口座で譲渡益が発生していたとしても**損益通算することはできません。**

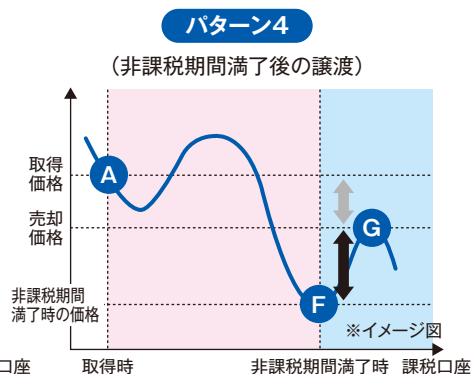
非課税期間満了後、課税口座に引継ぐ場合

非課税期間満了時の 価格が重要

非課税期間が満了となり課税口座に引継ぐときには、取得価格が非課税期間満了時の価格に修正されます。



非課税期間満了後のEの時点で売却した場合、取得価格はDに修正されているためE-Aではなく、E-Dで得られる譲渡益が課税対象となります。



非課税期間満了後のGの時点で売却した場合、本来G-Aの損失であっても、取得価格はFに修正されているためG-Fの譲渡益が**課税対象になってしまいます。**

非課税期間中に投資した資産が値上がりして売却した場合、その譲渡益は非課税となり大きなメリットを得られますが、その逆に値下がりして売却した場合は、NISA口座以外の取引と損益通算ができないなど、この制度特有の留意点もあります。制度の活用法はお客さまのタイプによってさまざまです。例えば、非課税投資枠を長く利用したい場合は積立による購入や、価格変動の小さい商品で少なくとも確実な収益を目指すことも考えておきたいポイントです。

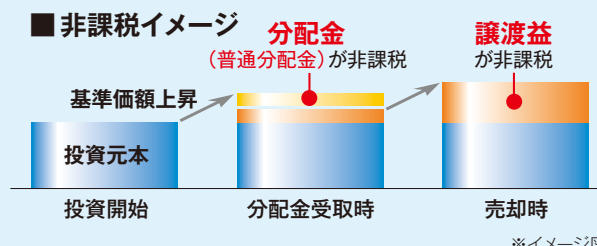
NISAの 活用例

①「つみたて」で毎月購入もできます！

年間100万円に達するまではいつでも購入することができるので、上限を超えないように毎月積立で投資していく(例:月8万円×12カ月=96万円)のも1つのアイデアです。

②毎月分配型ファンドにも使えます！

NISA口座で投資信託を購入すれば、値上がりして売却した場合の「譲渡益」だけでなく、基準価額の上昇時に受取る「分配金(普通分配金)」も非課税です。毎月分配型ファンドを活用し、「分配金」を楽しみにすることもできます。



※出所:日興アセットマネジメントの資料を基に八十二銀行が作成

投資信託は元本の保証はなく、組入有望証券の値動きにより価格が変動し、投資元本を割り込むリスクがあります。これらのリスクはお客さまご自身にご負担いただきます。

第八回

「愛する人」を見つけるためには

死ぬほどの困難に出合っても、「働く場」と「愛するもの」がいれば生き抜くことができる——。20世紀の精神医学界の巨人フロイトはこう言っています。「雇用」と「恋愛」は元気の源であり、反対に、この2つが満たされない社会は次第に活気を失っていくでしょう。

日本でも、特に将来を担う若者の「雇用」と「恋愛」が大きく揺らいでいます。国立社会保障・人口問題研究所が2011年に発表した出生動向基本調査によると、交際の異性がない未婚者の割合が男性61%、女性50%

と1987年の調査開始以来最高でした。1年以内に結婚する場合の障害については、「結婚資金」が男女とも4割強で最大の理由になっています。

そのほかの理由としては、男性では「結婚のための住居(19%)」や「職業や仕事上の問題(15%)」が目立ちます。女性には「職業や仕事上の問題」が

18%と高めです。愛するパートナーを見つけれられるかどうか

かは、いい仕事をもっているかどうか、が深く関係しているといえるでしょう。日本経済の足を引っ張っている少子高齢化も、若者を中心とした雇用の問題が大きく影を落としているのです。

社会のシステムで愛する人を見つけてあげるのはなかなか難しいですが、働く場をつくることは政治の力や経済の力ではできません。雇用が広がれば恋愛を楽しむ若者が増え、おしゃれをしたり、プレゼントを買ったり、旅行をしたりと、消費が活発化するでしょう。世の中のお金のめぐりが良くなると足元の景気回復が期待できます。

雇用の問題は国や地方自治体の財政問題とも直結しています。2010年度の生活保護費受給者は過去最多の205万人にのぼり、支給総額は3兆4000億円にも達するそうです。もし、彼らが雇用されれば所得税を払うようになり、内需拡大の大きな担い手になります。

「働く場」と「愛するもの」がいることは人間が生きていくうえで欠かせない要素であるとともに、実は経済活性化の力ぎともなるのです。若者には勇気を持って恋愛してほしい。そして、私たちは彼らの雇用の確保についてもっと真剣に考えるべきだと思います。

くらしは
自分らしく
生きることは

鎌田 實

くらしは
自分らしく
お金を使うこと

「働く場」の確保と
「愛するもの」の存在は
経済活性化の力ぎでもある



かまた・みのる／医師・作家。1948年東京生まれ。東京医科歯科大学医学部卒業。医師として地域医療に携わり、チェルノブイリとイラクの救援活動にも取り組む。ベストセラー『がんばらない』をはじめ、『ウェットな資本主義』『ニッポンを幸せにする会社』など著書多数。現在、諏訪中央病院名誉院長。

ご存知
ですか？

教育資金の一括贈与に係る 贈与税の非課税措置

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に、祖父母などが30歳未満の孫などにまとめて教育資金を贈る場合、受贈者（子・孫など）お一人さまあたり最大1,500万円までの贈与が非課税となる措置が始まりました。

利用者は、教育資金口座の開設を行ったうえで、金融機関を通じて教育資金非課税申告書を税務署に提出します。また、教育資金口座からの払い出しおよび教育資金の支払いを行った場合には、教育資金に充てたことを証明する領収書などを金融機関に提出します。



贈与税が非課税になる「教育資金」の対象

学校等

- 入学金、授業料、入園料、保育料、施設整備費、入学（園）試験の検定料……など
- 学用品の購入費、修学旅行費、学校給食費……など

学校等以外

教育指導として社会通念上、認められるもの

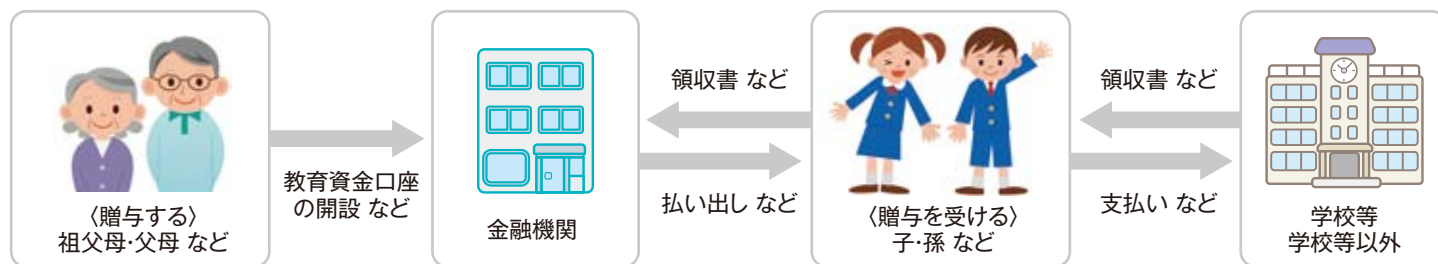
- 学習塾、そろばん、スポーツ（水泳、野球など）、文化芸術（ピアノ、絵画など）の指導料……など

※「学校等以外」への支払いは500万円が限度

※「教育資金」および「学校等」の範囲については文部科学省高等教育局学生・留学生課法規係へおたずねください。なお、文部科学省ホームページ【www.mext.go.jp】にも教育資金および学校等の範囲に関する情報が掲載されています。



■「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」のお金の流れ（イメージ）



八十二銀行は、本非課税措置に対応する預金商品の取扱を予定しています。
取扱開始次第、ホームページ等で公表いたします。

お問い合わせ・資料のご請求はお気軽にどうぞ。



〔商号等〕株式会社八十二銀行
登録金融機関 関東財務局長（登金）第49号
〔所属協会〕日本証券業協会
一般社団法人 金融先物取引業協会

☎ 通話料無料 **0120-82-8682**

受付時間／9:00～17:00（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）
音声ガイダンスに続けて☎を押してください。

資産づくりのおすすめ情報満載！▶ <http://www.82bank.co.jp/>

は ち に の マ ネ ー ら い ふ 発行：2013年5月27日